

入 札 説 明 書

個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

公告日 令和 8 年 7 月 1 日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 2 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部感染症予防・対策課
電話番号 (075)414-4726
- 3 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務（以下「本件業務」という）
 - (2) 業務の仕様等
別添「個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）」のとおり
 - (3) 契約期間
契約日から令和 13 年 3 月 31 日
- 4 入札に参加できない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- 5 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者。

- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の初日が属する年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 過去2年以内に府、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と個人防護具の取引実績が2以上ある者
- (4) 平時から府内の5以上の医療機関又は卸売販売業者への個人防護具の納入実績が4年間以上あり、かつ、各年間の取引件数が10件以上ある者
- (5) 入札仕様書で示す仕様に合致する個人防護具を日常的に取り扱う者
- (6) 流通在庫備蓄を行う各個人防護具の年間の取引量（日常的に医療機関に販売している年間数量であり、卸売販売業者を介して日常的に医療機関に納品される場合の卸売販売業者に販売する数量を含む）が仕様書で示す調達数量の合計値の3分の1以上取扱いのある者。なお、海外への販売実績は年間の取引量に含めないものとする。当該年間数量には、国立病院、府立病院など、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体の医療機関への販売数量は年間の取引量に含むが、備蓄目的での国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体への販売数量は含まない。

6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書（別紙様式1）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書及び提案書の提出期間等

令和8年7月1日（水）から令和8年7月17日（金）までの間
（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出場所

京都府健康福祉部感染症予防・対策課（京都府庁第2号館3階）

(3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記簿事項記載書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別紙様式1第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書（別紙様式1第3号様式）

オ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

- カ 印鑑証明書（別紙様式 1 第 4 号様式）
- キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- ク 誓約書（別紙様式 1 第 5 号様式）
- ケ 実績調書（別紙様式 1 第 6 号様式）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書などの記載事項を証明する資料などの提出を求めることがある。

(6) 契約保証金にかかる要件確認資料

京都府会計規則（昭和 5 2 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 1 5 9 条第 2 項第 3 号に該当し、契約保証金の免除を希望する者にあたっては、納入実績調書（別紙様式 2）に、過去 2 年間に国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、業務仕様書で示した内容と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約実績を 5 件程度記入すること。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

4 及び 5 について参加資格があると認定された者は、個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8 による資格審査の結果を通知した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

10 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日 時 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 10 時
- イ 場 所 京都府庁旧本館第 1 会議室

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式 3）は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかななくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務 入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

エ 入札参加の資格を有すると認められた者が 1 名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は 2 回までとする。

- カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別紙様式4）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

- ア 受領期限 令和8年7月31日（金）
- イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部感染症予防・対策課
- ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「8月3日開札 個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務に係る入札書在中」と朱書するとともに確認結果通知書又はその写しを同封し、京都府健康福祉部感染症予防・対策課あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書及び業務仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係るある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係るない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内に入札がないときは、直

ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 5 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

12 入札保証金
免除

13 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

14 契約保証金
落札者は、契約金額のうち導入業務委託分の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手並びに銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号に該当する場合は、免除する。

15 契約書の作成の要否
要

16 その他

- (1) 1 から 15 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。